

## ○交野市教育委員会請願陳情取扱要綱

第1条 この要綱は、交野市教育委員会（以下「委員会」という。）に対する請願陳情の取扱いについて、他の法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 交野市教育委員会会議規則（昭和31年教委規則第2号）第14条による請願陳情をしようとするときは、次の事項を記載した書面により教育長あて請願陳情書を提出するものとする。

(1)件名

(2)請願陳情しようとする者（以下「請願陳情者」という。）の住所及び氏名（法人等の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(3)請願陳情の趣旨及び理由

2 前項の規定により請願陳情の提出があったときは、教育委員会事務局は審査を行い、委員会の事業及び政策に関する内容であることを確認した上で、受理するものとする。ただし、次の事項に該当するものは、受理しないこととする。

(1)基本的人権を否定するなど、公序良俗に反する行為を求めるもの

(2)著しく個人又は団体を誹謗中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの

(3)公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露等するもの

(4)委員会の権限に属する事務ではない事項を願意とするもの

(5)過去の請願陳情と同一趣旨のもの又は相反する趣旨のもので、以後に特段の状況の変化がないもの

(6)市の職員の身分に関し、懲戒、分限等の個別の処分を求めるもの

(7)前各号以外に、教育長が判断したもの

第3条 委員会定例会（以下「定例会」という。）開催日の14日前までに受理した請願陳情については、原則として、当該定例会に付議するものとする。

2 前項の請願陳情を、当該定例会以外の定例会に付議することとした場合、請願陳情者に対し、その旨を口頭又は文書で通知するものとする。

第4条 教育長は、請願陳情者が定例会において口頭による意見陳述を希望する場合、当該請願陳情を付議した定例会において、原則5分間を上限とし、これを許可するものとする。

第5条 請願陳情の審議結果については、速やかに文書で請願陳情者に通知するものとする。

第6条 この要綱に定めるもののほか、請願陳情の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。